令和 4 年度社会福祉法人指導監査結果

《法人運営について》

○ 計算書類及びその附属明細書、財産目録(以下「計算関係書類等」という。)については、監事の監査を受けた後、理事会の承認を受け、このうち計算書類、財産目録については、定時評議員会の承認を受けなければならないが、計算書類の一部未作成や理事会、定時評議員会の審議に必要な計算関係書類等の一部が、議案への添付が漏れているものが見受けられたため、法令の定めに従って作成した計算関係書類等により、監事の監査及び理事会、定時評議員会の承認を受けること。【ガイドライン I -3-(2)-4】

【解説】

法令の定めに従い作成した計算関係書類等により、監事監査、理事会、定時評議員会の承認を受けてください。(法第 45 条の 28 第 1 項及び第 3 項、第 45 条の 30 第 2 項、規則第 2 条の 40)

○ 役員の選任について、法第 44 条第 4 項及び第 5 項に定める者であることが明確になるよう、提案方法(議案の候補者名簿等)を改め、議事録に記録すること。【ガイドライン I -4-(3)-2、I -5-(2)-3】

【解説】

理事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設を設置している場合は、当該施設の管理者」が、監事には、「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」が含まれなければなりません。

これらは、役員の適格性を審議する上で重要な情報であることから、選任手続に おいて、該当する要件の区分を明確にする必要がありますので、提案する役員候補 者の名簿には当該区分を明記し、議事録にも記録してください。 ○ 理事会の決議事項とされている「役員のために締結される保険契約の内容の 決定」が、理事会で決議されていなかったため、決議を受けること。【ガイド ライン I -6-(1)-2】

【解説】

令和元年度の会社法の一部改正に併せて法が改正され、役員等(理事、監事又は 会計監査人)のために締結される保険(以下「役員等賠償責任保険」という。)の 契約の内容の決定は、理事会の決議によらなければならないものとされました。

(法第 45 条の 22 の 2 の規定により準用される一般法人法第 118 条の 3)

役員等賠償責任保険に加入する場合は、理事会の決議後、契約を行ってください。なお、契約の更新や契約内容の変更時にも決議が必要になります。

《会計について》

○ 経理規程の改正は、定款及び経理規程の規定に基づき、理事会の承認を得て 行うこと。【ガイドラインⅢ-3-(2)-1】

【解説】

定款例第34条(会計処理の基準)において、「この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。」と定められています。

経理規程の内容を変更する場合は、理事会で審議し、承認を得た上で行ってください。

○ 指摘事項における略称は次のとおりです。

法:社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

規則:社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)

一般法人法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)

ガイドライン: 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427

第7号·社援発 0427 第1号·老発 0427 第1号厚生労働省雇用均等·児童家庭局長、厚生労働省 社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)別紙「指導監査ガイドライン」

認可通知:「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成 12 年 12 月1日付け障第 890 号・社援第 2618

号·老発第 794 号·児発 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会·援護局長、厚生省

老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知)

定款例:認可通知別紙 2「社会福祉法人定款例」